

総合福祉センターの管理運営に伴う使用許可等に関する基準

(趣旨)

第1条 神戸市立総合福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理業務のうち、使用許可、使用料の減免及び使用料の全部又は一部の返還（以下「使用許可等」という。）について、指定管理者は、神戸市立総合福祉センター条例（以下「条例」という。）及び神戸市立総合福祉センター条例施行規則の規定によるほか以下の基準により行うものとする。

(使用許可)

第2条 使用許可については、次の不許可の条件に明らかに該当しないことを確認のうえ行うものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、施設等を損傷し、又はき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 公益上支障があると認められるとき。
- (5) その他市の指示する事項に該当すると認められるとき。

2 使用の不許可、使用許可の取消し、使用の制限及び使用の停止に該当すると認められる場合は、速やかに市に連絡するものとする。

(使用申込の受付)

第3条 使用申込の受付については、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 会議室の使用申込みの受付は、使用しようとする日の属する月の3か月前の25日から2か月前の初日までの間、来所または電話による事前申込制とし、申込が重複した場合は2か月前の2日に抽選を行う。3日以降はWEBまたはFAXによる受付も可能とする。

(2) 研修室は、神戸市、神戸市が必要と認める団体、指定管理者、センター入居団体が使用する場合に限り使用を認める。

(3) 研修室の使用申込の受付は、使用しようとする日の属する月の2か月前の2日（土曜・日曜・祝日の場合はその翌日）からとする。受付は、2日の受付は来所のみで先着順とし、3日以降は電話またはFAXによる受付も可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、会議室及び研修室の使用申込の受付は、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から行う。

(1) 神戸市から補助金又は委託を受けて、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う場合

(2) センター入居団体が主催する行事等のうち、指定管理者が特に必要と認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用料の減免)

第4条 使用料の減免については、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 神戸市が使用するとき。

使用料の全額免除

(2) 総合福祉センター入居団体、社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う団体又は神戸市福祉局障害福祉課が作成する障害者団体名簿に登録された団体が公益の目的をもって使用するとき。

使用料の3割減額

(3) 前2号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき。

指定管理者がその都度定める額の減額又は免除

(使用料の徴収)

第5条 使用料は原則前納とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、後納することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公益上の目的で使用するとき。

(2) 指定管理者がやむをえないと認めるとき。

(使用料の返還)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号に定める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) その責めに帰することのできない理由により会議室を使用することができなくなったとき。 使用料の全額

(2) 福祉センターの管理運営上又は公益上やむを得ない必要が生じたときで、市長が使用許可を取消したとき。 使用料の全額

(3) 使用者が使用日の1週間前までに使用の取消しを申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(4) 施設使用を変更したとき。 使用料の全額

(その他)

第7条 使用許可等を行うにあたって、疑義があるときは、神戸市の指示に従うものとする。